ではじまるわが国の粉食中

小 麦 栽 培 が 促 す 弱 小 農 民 0 自

立

伊藤

寺方蕎麦……銀座長浦

当主

TH

法の三要素が不可欠であることを である挽臼を欠落したために成立 述べ、古代の粉食は、その しなかったと述べた。 このシリーズのはじめに、 成立には、小麦栽培と挽臼と食 粉食

餺飥があり、八種唐菓子、 餛飩 平安時代に、食法としての索餅、 ではのからからできるとできる。 従来からの通説によると奈良、 皇の御世に、唐朝粉食の隆盛をも 奨励している。それ以前、 皇は、小麦ばかりか蕎麦の栽培も 成立している、としている。 ており、古代、 たらせた製粉用具の碾磑も作られ (ワンタン)もある。また元正天 奈良時代に粉食は

を述べて話を進める。 成立していない、という要点のみ 細は後述するが、ここでは粉食が この通説が誤りであることの詳

餺飥や八種唐菓子が、 なく米粉で作られていることであ まず、小麦粉で作られるはずの 小麦粉では

> 搗き臼であった。さらに、

> 元正天る。また挽臼であるはずの

> 碾磑は、 着せず、 り古代の粉食は、成立してはいな 皇をはじめとする小麦栽培奨励策 かったのである。 は、農民に苦痛を与えるのみで定 失敗に帰している。

挽臼を作る石工の手には、石を刻所有していなければならない。 を作る人々も存在していなければ ばならない。調理人の手には刃物 む鋼鉄製の鏨が握られていなけれ 培をする農民は、鉄製の犂、 によって構成されている。 関連する多くの人と道具類の介在 う食事形態を媒体としてのみ存在 挽臼、食法の三要素は、 なければならない。これら諸道具 らにそれらの要素は、その要素に 存在することは不可能である。さ しうる。 粉食成立に不可欠の小麦栽培 単独または二要素だけで 調味料があり、 粉食とい 鍋や釜が

> ても、痛みを感じるし、 なのである。どの一部分が損傷し うな生命体として認識するとき、 と物との密接な組織体として成立 臼という重要な部分を欠落した れば、粉食文化は死滅するのである。 部分が切り取られるようなことにな る。粉食文化とは、まさに生命体 粉食は文化として成立するのであ しているのである。粉食をこのよ 互いに作用しあって、これを維持 くである。細胞から臓器が作られ、 している。あたかも生命体のごと 古代における粉食文化は、 粉食は、こうしたさまざまな人 もしその 挽き

> > えなかったと考えられる。 違って失敗しており、 ある。古代の粉食は、 法は大きなゆがみを生じたので ことで、 小麦栽培は苦悶し、 文化足り 通説とは

小麦栽培を喚起した粉食

と途絶えている。 栽培令」などの法令もぷっつり 最後に、 承和七年 文献は、 意外にも小麦栽培に関する史料 もはや小麦栽培は必然であるが、 挽臼である「磨」も存在する。 国には麺類という食法が存在し、 粉食を鳥瞰すると、当時のわが こうした観点から鎌倉時代 挽臼同様極めて少ない。 「馬草禁止令」も (八四〇)の麦作奨励策を 「麦作 0

十三の 「山城国 十世紀初頭の『延喜式 大和国 大麦三石 大麦三石 「交易雑物」条に、 小麦三十石

小麦十一石七升三合



東京向島に生まれる 寺に伝わる覚書をもとに復元した そば料理のことである。

著書に、『つるつる物語』(築地書館刊)がある。 先代の収集した全国各地の名刹に 残されている史料や日記等から、 近世日本の「食」のあり様を研究。 本業のかたわら、その事実解明を ライフワークとしている。

愛知県妙興寺に三笠宮様がご臨席 された際に、自らが練った妙興寺 そばを献上した経験がある。

大麦三石 小麦二十五石 小麦三十五石 斗

るが、この小麦の用途は醤製造限られて存続はしている。後述す った。 索餅に使用されるという状況であ のために使用され、わずかながら 「の阿波国は特別として、畿内に あるように、小麦栽培は、 波国 小麦七十石」 兀

麦の食法の違いが明確に認識さ 「米、粟、黍、大豆、麦」であっが現れている。古代の五穀は、 ると一変する。五穀の内容に変化 たのである。 麻」と様変わりしている。大麦と た。これが、前回でも触れたよう 小麦は明瞭に区分され、五穀中の 一穀に数えられている。大麦と小 こうした状況が、鎌倉時代に入 小麦は重要穀物として独立し 「米、大麦、小麦、緑豆、 胡

税問題で争いが起きている(『備中 国新見庄史料一 一造東大寺養得奉 在の岡山県備中新見庄で、 元仁二年(二三五)五月四日、現 麦の課

うとしたところ、名主の忠国は 管符生が田所名の麦畠を検注しよ 院の所領に、鎌倉幕府の下級役人、 後鳥羽上皇の建てた寺、最勝光

> 盾に抵抗したのであろう。 とはなかった。忠国はこの慣例を 慣例として畠地の麦に課税するこ の麦作奨励策の遺功であろうか また拒否している。奈良平安時代 米を作り終えた乾田に作る麦にの うと、「畠地の麦に課税がなく では田に作る麦には課税するとい 断固拒否し、抵抗している。それ み課税するのは違法だ」とこれも 麦畑は検注有らざるべき也」と

民 作奨励策も無視し続けていた農 が、鎌倉時代に入ると麦栽培 奈良、平安時代の度重なる麦

> している。 管理者と課税問題さえ引き起こ を自発的に行い、さらに荘園領 あるいは守護、

を喚起したのである。 は僧院に浸透する粉食が小麦の需要 いると考えていい。畿内、 などの原材料の「小麦」を指して いち早く普及していく麺類、饅頭 が、禅林のみならず旧仏教寺院に 曖昧に「麦」と書かれてはいる あるい

はずである。 は、各地で頻繁に多発していた こうした領主と農民との課税争

関東御教書

件麦之所当云々、租税之法、豈可然哉、自今以後、不可取 両国御家人等之状、依仰執達如件 田麦之所当、宜為農民之依怙、存此旨可令下知備後。備前 諸国百姓苅取田稲之後、其跡蒔麦、号田麦、領主等徴

文永元年 四月廿六日

執権 武蔵守判(北条長時) 連署 相模守判(北条政村)

因幡前司殿

依り執達くだんの如し。 自今以降、田麦の所当を取るべからず、宜しく農民の依怙たるべし。 領主等くだんの麦の所当を徴取すと云々。租税の法、豈に然るべけんや この旨を存じ備後・備前両国御家人等に下知せしむべきの状、仰せに 諸国百姓、田稲を苅り取るの後、その跡に麦を蒔き、田麦と号して

地頭などの

署北条政村による裁定書である。 収入とせよ。この旨を備後、

後の田に麦を栽培していることが ことをも示している。そして、幕 問題で、 ように、 わかる。前述の新見庄名主忠国の らず諸国の農民が 稲の刈り取り この文書によれば、備中のみな 頻繁に争いが起きている 荘園領主や守護との課税

というものであった。当然、畑地 起し、粉食は文化として成立した ことを証するに余りある貴重な文 した挽臼と食法が、小麦栽培を喚 の麦も無税という結論である。 この文書は、栄西、 道元の導入

年の文書だが、奇しくもその三年 府の裁定は 対して一通の命令書が通達されて 後、備後、備前の幕府の御家人に 家財譲状』(前回出) は、 と、いうもので、執権北条長時と連 四月二十六日の条である 一田に作る麦に課税してはならぬ_ 諸国の百姓が、稲を刈り取った 以後、禁止する。田麦は百姓の が、この田麦に課税すること、 後に麦を作り田麦と称している 挽臼の存在を示す『力王丸田畠 前両国の御家人等に下命せよ」 **『関東御教書』文永元年** 一二六一 (一二六四 備

書なのである。

社会変動を引き起こす粉食

とは歴然としている。 決して小さな問題ではなく、大き 成立は、新たな食料の誕生である。 き起こすものである。粉食文化の な問題である。社会問題となるこ 文化が誕生するということ 大なり小なりの社会変動を引

公論社)の中で、詳細に述べてお 俊雄氏は『日本の歴史 8』(中央 を認識している。その変化を黒田 かに異なる変化が起きていること 中世史研究家は鎌倉時代中頃か 畿内の農村部に前代とは明ら

あらわすようになる。とくにそ で文書や帳簿に姿を見せなかっ 中期から南北朝時代にかけての るをえないのである ある。これは当然なんらかの社 社会・経済の先進地帯に顕著で した文書)にぞくぞくと名前を 村の農民の連署状 年貢の負担者として、 た下層の弱小農民が、あるいは 帳に記載されなかったが、鎌倉 負担者としてまともに領主の台 園では下層農民は年貢の正式な 会的変動があったものと考えざ 畿内やその周辺のような 多くの荘園では、いまま (連名で署名 あるいは

この弱小農民層の変化を見てい るのである。氏はこの弱小農民 たのである。中世史研究家は、 生殺与奪の権を名主が握ってい 村落での出来事である。 の東岸にある綴喜郡多賀という おられる。 の変化を、さらに詳細に述べて 税は名主の裁量に任されていた。 田を所有する富裕な名主に課さ 現京都府宇治市の南、 それまで領主からの課税は、 田を持たぬ弱小農民への課

|文永九年(二二七三)の事、古び 改築費、神事と猿楽師に支払 楽師一座の愉快な演技を村人 って、京都から呼び寄せた猿 を出し、里人一三二人が十九 名主たちが二七人で二〇貫文 であったが、殿原と呼ばれる われた費用は、ほぼ三九貫文 た高神社を改築し、完成を祝 一同が楽しんだ。このときの

銅銭をそまま鋳込んで釣鐘を完 村の禅定寺の鐘が壊れたため からは三貫文が集められ、この 僧侶達が三五貫文、零細な村人 るのだが、このときの費用は、 に、新しい鐘を造りなおしてい さらに、正安三年(三三〇二)、

う問題である。

る状況と考えるべきか否か、とい

はどこから手に入れたのか」 銭を出している。この金を彼ら の農民、それも零細な、田を持 幣を手に入れたのか。自給自足 のはずが、一体、 品や塩以外は、すべて自給自足 たぬ農民が、名主と肩を並べて 鎌倉初期までの農民は、鉄製 何を売って貨

と、黒田俊雄氏は考え込むのであ

木津川

水田の開発が容易ではなく、 とって、与えられた唯一の活路 われる。(略) どの裏作をする事であったと思 墾すること、ないしは田に麦な はわずかずつでも荒地を畑に開 た買い取る力もない弱小農民に ま

とは、これまで、名主に完全隷属 その隷属から独立をはたしつつあ 鎌倉中期以降、金銭収入を確保し、 と、さらに首をひねるのである。 してきた田を持たぬ弱小農民が、 中世史研究家の問題とする変化 これほどの金銭に換えうる作物 があるのだろうか」 り、金銭を得るしかないのだが、 畑作物を作り、これを市場で売

内のできごとであり、 べれば、こうした社会変動は予想 粉食史という観点から私見を述 氏の推察ど



麦にあったのである。しかし粉食 荒地の開墾畑と田の裏作に作る小 の出現という大きな問題である。 の出現は、米に変わる新たな食料 弱小農民の貨幣収入源は、

栽培から得る収入の喜びと好対照 の新たな大きな需要を引き起こ なのである。麺類の普及は、小麦 は米食をしのぐ勢いである。その し、払底するほどの市場価値を持つ ために減反を強いられる農民の苦 今日に例をとれば、粉食の普及 鎌倉中期の弱小農民が小麦

「中世の商業」(吉川弘文館)

0)

王丸田畠家財譲状』の年代と符合 から急速に各地農村で増加してい と指摘し、建長二年(二二五〇)頃 れもまた、挽臼の普及を示す『力 く状況を年表で示されている。こ 著者の佐々木銀弥氏は、 うになる。」 貨幣経済は、鎌倉時代の中ごろ 波及し、荘園内にも市が立つよ から、都市のみならず農村にも

するのである。

畑に作る小麦も無税とした。その 鎌倉幕府は、田に作る小麦も

との相克へと発展する。下克上で

統無視と力(武力)による支配者層 代にかけての世相が利益優先、伝 るようになる。鎌倉末から室町時 主に対し課税減免運動へと誘導す は隣村と連携をはかり、地頭や領

幕府崩壊のまさに蟻の一穴であっ ある。幕府の麦作非課税の裁定は、

というところへなぐりこみをかけ ているという。こうした争いは の村民が隣村の曾東荘(現滋賀県 大津市大石曾東町)との境界争い (嘉元元年〈三三○三〉)で、小山田 黒田俊雄氏は、前述した禅定寺

びは、農民自らが主役となる初め を無視したこれまでにない行動で すべき問題である。領主や管理者 ての争いでもあった。これは注目 が争うものであったのが、このた これまで、領地問題は領主同士 農民の意識の変革である。

れ後の田に小麦を蒔き、あるいは 結果、田を持たぬ弱小農民は刈入 麦畑をどんどん開墾 階で、名主の隷属から経済的にも 意識的にも完全に独立する端緒と 田を持たぬ弱小農民は、この段 独自の判断で行動するとい

山林に入り、

しはじめる。

ある。 いとなり、境相論(境界争い)が墾地とぶつかり合う。必然的な争 進めている。その結果、隣村の開 林の開墾は、隣村の農民も同様に 頻発するのも鎌倉中期ころからで できた。これまで、手付かずの山 っていけば、いい値で売ることも 麦が春と秋の二度の収穫があった ことである。この小麦を市場に持 さらに彼らを喜ばせたのは、 小

> と呼ばれる者たちも現れる。彼ら 農民の中からは、武器を持つ地侍

う規範を習得したのである。

致団結の妙味と銭を手にした

に対したのである。 味同心し、共同団結してこの争い を賭けた争いであった。村人は一 田を持たぬ弱小農民唯一の収入源

> 小麦記録は極めて少ない。 録は数多く残存するが、非課税の た。課税対象の米に係わる文書記 の小麦の重要性を見落としてい の管理にのみ目を奪われ、畑作物 たといわざるをえないのである。 管理者である幕府も領主も稲田

は鎌倉幕府同様の大きな「目こぼ 研究はほとんど目にしない。これ 様の重要な小麦や粉食についての 知のとおりである。 の研究は広く深く行われ、 に対しても言えそうである。米 し」と言わざるをえないであろう の業績が残されているのは、 同様のことが中世研究の分野 しかし、米同 多く 周

『日本書紀』の碾磑記録は誤った

立しているという通説の論拠は、 挽臼の存在を示す『日本書紀 の記述である。 食文化の成立について、話をもどす。 さてここで、 奈良時代にわが国の粉食は成 すなわち、 改めてわが国の粉

粉末にする挽臼である。この碾磑 のこと。磑とは、精白した穀物を 推古天皇十八年(六一〇年)高麗の 碾とは穀物を脱穀、 の時に始まる 碾磑を作る。 色及び紙墨を作る。 徴は五経を知れり。 僧曇徴、法定を貢上る。曇 碾磑を作るのはこ 精白する臼 またよく彩 あわせて

> 徴が、 である。この碾磑を高麗の僧・曇 唐代の粉食全盛期を現出させたの を動力源とする大量製粉を可能に は、 『令義解 養老令』(七五七年)の官撰注釈書 「主税寮頭一人。 隋代から唐代にかけて、 低価格の小麦粉が提供され、 、わが国で作り上げたという。 巻一 (八三三年)には、 倉庫。 出納。諸国

ている。 と、碾磑を管理する役人も存在し の田租。 春米。 碾磑を掌る」

漑用水確保のための注意事項まで 置する際には下流から行え、 さらに『令義解 取水灌田」条には、 巻十』の雑令 碾磑を設 と灌

況である。 りの数で作られている状 定めている。碾磑はかな

と判断してきたのである。 が作られ、 説は唐朝の碾磑を想定 私撰注釈書の『今集解 巻四 る碾磑記述がいま一つある。 (八五九~七七年)(注1)の 職員令」には、 こうした記録から、 しかし、この判断と異な 水車動力による挽臼 稼動していた 通

> る也 臼杵共に石を以って作 麺を作るを磑といい、を以って杵と為す。 碓☆ 以って杵と為す。 (うす) と為し、

元の水碾(すいてん)の図(『王禎農書』 国立国会図書館所蔵)

で、 とある。 はなく、 碾磑とは、 水碓のこと

だというのである。 考えられる。 はこの記録を見落としていると なく、上下動する搗臼 円運動をする挽臼で 通説

と書いている。 臼である。『和名抄』 で踏みつけ、 賀良宇須」と読み、 碓とは、 明みつけ、杵を上下させる搗ったコの原理を利用して、足 杵を手に持つかわり 韓臼、 は、 これを 辛碓

ある。

時代は挽臼はなく、水露していたのだろう。

水車も作ら 推 古朝

0

れていなかったと考えるべきで

失敗へと導いて行くと考えられ

この挽臼の欠落が小麦栽培

0

るのである。

を槽碓 この 来より「僧都」と書いている。 杵を上下させるのである。これ に水槽を取り付け、 利用する。 踏みつける代わりに水の しおどし」を想い描けばいい 曇徴は、 水碓(みずうす) ししおどし」の名称は古 (そうず)ともいう。 足で踏みつける部分 円運動をする挽臼の とは、 水の重みで 重みを

> の惟宗直本(これむねなおもと)の撰。貞注釈書。五十卷(現存三十五巻)。明法家 観(八五九~八七七)頃の成立。それまで した書。(三省堂『大辞林第二 に令を注釈した諸家の私説・古事を集大成 |私撰注釈書の『令集解』] | 養老令の私撰









碾磑 碾といい、 を謂う也。 水碓 石を以って 米を作るを (みずうす

> 上下動する水碓を碾磑と誤解し 動力源の水車も作ってはいない。 碾も磑も作ってはいなかった。

これを作り、

奈良朝人に披

- ・ | 日本の歴史 8 | (黒田俊雄著、中央公論社) 『つるつる物語』(伊藤汎著、築地書館)
- ・『日本書記』(舎人親王の撰、全三十巻、系図一巻・『中世の商業』(佐々木銀弥著、吉川弘文館) 現代語訳 日本書記(河出文庫)、養老四年(七二〇))
- ・『養老令』(全十巻三十篇、大宝元年(七〇一))
- ・『関東御教書』(日本史史料「2」中世』歴史研究会編、・『刺名抄』(十巻本、廿巻本、承平年間(九三一~九三八))・『令義解』(吉川弘文館、天長十年(八三三))
- 吉川弘文館)、天徳十年(八六八)頃)『令集解』((『新訂増補国史大系二十三 令集解 上』

13